

蓋シ現今ハ殆ンド有名無實ノ状態ナリ

健康保險法改正綱要

- 一、被保險者ノ範圍ヲ擴大シ一切ノ被傭者ニ及ボス
 (イ) 第十三條及第十四條ヲ改正シ第十三條適用ノ被保險者中ニ第十四條尙之ニ「其他一切ノ勞働作業ニ従事スルモノ」ヲ追加ス
 (ロ) 第十三條第十四條ヲ改正シ第十五條乃至第十七條第三十條第三十三條ヲ削除ス
 (ハ) 給付ノ範圍ヲ擴大シ保險制度ノ能力ヲ充スヘシ
 (イ) 第四十五條中「報酬日額ノ百分ノ六十二ニ相當スル金額トアルヲ報酬日額ニ相當スル金額ニ改ム」尙二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トストアルヲ五十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ五十圓トス

- 四トスニ改ム
 (ハ) 第五十條中二十圓トアルヲ三十五圓ニ改ム
 (ニ) 第六十二條中其期間保險給付ヲ爲サズトアルヲ其期間中報酬日額ヨリ他ヨリ受クル金額ヲ控除シタル殘額ヲ支拂フモノトスニ改ム
 施行令第七十四條第二項及第三項、同第七十九條ヲ削除ス
 施行令第八十二條中百八十日以上トアルヲ九十日以上ニ改メ同條但書ヲ削除ス
 (ホ) 第七十條第一項中費用十分ノ一トアルヲ費用三分ノ一ニ改ム
 同條第二項中「一人ニ付平均六圓ニ改ム」
 (ヘ) 第七十二條ヲ左ノ如ク訂正ス
 被保險者ハ保險料ノ三分ノ一被保險者ヲ使用スル事業主ハソノ三分ノ二ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ツテ被保險者及ソノ被保險者ヲ使用シタル事業主各ソノ二分ノ一ヲ負擔ス
 (ト) 第七十四條「報酬日額百分ノ三」ヲ「百分ノ一」ニ改ム

(チ) 第七十九條ノ二項ヲ新設ス

- 被保險者一ケ年間保險料金ヲ完納シタルモノニシテ保險給付ノ支給ヲ一回モ受ケザル者ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ保險金三分ノ一以上ヲ拂戻スコトヲ得
 (リ) 第八十七條中「虚偽ノ答辯ヲナシタル者」ノ次ニ「並ニ醫料給付擔當者ニシテ醫料給付ヲ拒ミタル者」ヲ挿入ス
 三、戶主死亡ノ際ニ於ケル勞働能力無キ遺族ノ扶料ヲ支拂フヘキタメ
 『戶主死亡ノ際ニ於ケル勞働能力無キ遺族ニ對シテハ其子弟ニ對シテハ滿十八才ニ至ル迄其父母祖父母又ハ妻ニ對シテハ死亡ニ至ル迄報酬日額三分ノ二以上ノ範圍内ニ於テ遺族扶助料ヲ支拂フヘシ』トノ規定ヲ追加スヘシ
 四、死亡手當ノ制度ヲ設ケ其給付ヲ報酬日額ノ千八十日以上ト爲ス爲メ右規定ヲ追加スヘシ
 五、時効期間ヲ延長シ且諸種ノ手續ニ金錢受領ノ手續ヲ簡セウニ爲スヘシ

六、審査ヲ公正ナラシムル爲メ審査ノ結果ニ理由ヲ附シテ之ヲ公表スヘシ

- 施行令第八十條ヲ改正スヘシ
 七、保險補助金ハ來年度以降毎年度一人當リ五圓也其總額ニ於テ一十萬圓以上ヲ支拂出スヘシ
 事業主ノ支出金ハ現在ノ三倍ニ改ムヘシ
 八、保險制度ノ中ニ被保險者ノ意思ヲ直接反映セシムヘシ
 右ニ付組合會議員ノ數ヲ奇數ト爲シ其過半數ヲ被傭者ヨリ選出セシムヘシ
 施行令第二十條ヲ改正スヘシ

健康保險法改正に關する件

關西事務局提出

〔要〕 文

吾等は資本家の負擔すべき費用を労働者に轉ずる事に反對し保健法施行令の改正を期す

〔理由略〕